

第十回国会 通商産業委員会議録第二十七号

昭和二十六年五月十六日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事高木吉之助君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君

小川 平二君 澁谷雄太郎君

中村 純一君 南 好雄君

早瀬田柳石二門君 佐伯 宗義君

加藤 錦造君 風早八十二君

出席國務大臣 横尾 龍君

出席政府委員 通商産業 首藤 新八君

政務次官 玉置 敬三君

通商産業事務官 (通商機械局長) 委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

五月十五日

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

計量法案(内閣提出第一三七号)

計量法施行法案(内閣提出第一四〇号)

高圧ガス取締法案(内閣提出第一三〇号)(予)

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正

正する法律案(内閣提出第一五八号)(予)

○小金委員長 ただいまより通商産業委員を開会いたします。

審議に入りまします前に、御報告かたがたお諮りいたしますことがございませす。昨日委員河野金昇君が委員を辞任せられまして、その補欠として早稲田柳石二門君が選任せられました。そこで中小企業に関する小委員及び組織に關する小委員は、河野金昇君の補欠としてそれ、早稲田柳石二門君を、選任いたしたいと思ひますが、御異議はございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議がございせんやうでありますから、その通り決定いたします。

次に、先ほどの理事会におきまして各派の理事各位と御協議いたしました結果、ただいま当委員会に予備付託となつております高圧ガス取締法案につきましては、審議の必要上、来る二十二日関係方面より参考人をお招きいたしまして、御意見を聞くことに決定いたしました。このように決定いたしました御異議はございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議がございせんやうでありますから、そのように決定いたしました。なお参考人の選定等に關しましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議がございせんやうでありますから、その通りにとりかからうことにいたします。

次に、昨日当委員会に予備付託となりました特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由の説明を求めます。横尾通商産業大臣。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法のの一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五項第二項」を「他の法令の定又は第五項第二項」に改める。

第二十九條第二項後段を次のように改める。

この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

第三十二條中「第四條ノ七及び第四條ノ八」を「第四條ノ九及び第四條ノ十」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした督促に係る督促手数料の徴收については、第二十九條第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

○横尾國務大臣 ただいま議題となりました特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

特別鉱害復旧臨時措置法は、昨年十二月にその一部が改正され、完全な実施を見ているのでありますが、本年三月の国税徴收法の一部を改正する法律の制定に伴ひまして、納付金等の強制徴收に關する規定について、今回若干の技術的改正を加える必要性が生れたのであります。

改正点の第一は、国税徴收法の書類送達に關する第四條ノ七及び第四條ノ八の規定が国税徴收法の一部を改正する法律によりまして、二条ずつ繰下げられましたので、これに伴う字句の修正を行つたのであります。

次に、督促手数料の十円を徴收することは、會計事務の煩雜を招くのみで、実益を伴ひませんので、これを廃止いたしまして、かわりに督促状により通商産業大臣が指定すべき期限に關する規定を挿入することとしたいたしました。

右の二つの改正点に附加いたしましたは、従来解釈、運用によつて補つて参りましたところの自己復旧工事に關する第十一條第一項括弧書の規定を明確にいたしましたのが第三の改正点であります。

以上簡単な技術的改正であります。が、何とぞ慎重御審議の上、可決あらんことをお願いいたします。

○小金委員長 次は、昨日に引續きま

して計量法案及び計量法施行法案に對する質疑を継続いたします。加藤錦造君。

○加藤(錦)委員 私は計量法案について重要な点のみを選んで数点質問してみたいと思ひますが、何分龐大な法案ですから、十分熟読しておりませんので、もしそのためのはすれたような質問をいたしたければ、その旨を開いていただだけの御親切な御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

私はまず第一に、この圖期的な計量法の改正にあたりまして、諸外國の實例を參考にいたしたいと思ひます。で、米、英、仏、ソ等の實例について、本法案と比較して、必要であると思われるような要点を御説明願ひたいと思ひます。要点だけでよろしうございませう。

○玉置政府委員 いろいろございませうが、一つの点は、メートル法その他基本法をどうしておるかという点の一つの点であると思ひます。イギリス、アメリカ等におきましては、これはその個々のヤードポンド法とメートル法を併用しておるといふのが一点、それからフランス、ソビエトにおきましてはメートル法を実施しております。それから次に、本法におきましては、製造事業等におきましては許可制度をとつておるのが計量法案の一つの点でございませうが、こういう業界に對しまして、どういふ法令的な考え方を持っておるかという点があるだらうと思ひます。大体この点につきまし

ては、三つの考え方がありまして、一つは形式承認主義といいますが、一つの度量衡器なら度量衡器に対して、形式を個々にその物体に応じて承認制度をとつて行こうというのが一つのやり方でありまして、これが大体イギリス等においてとられておる方式であります。その次の方法としましては、許可制度の問題でありまして、この製造業者に対する許可主義というのは本案が採用しておるところであります。それからもう一つの考え方は、いわゆる自由主義的な考え方でありますが、これはアメリカにおきましてとつておる制度であります。大体その程度であります。その他の点がありまして、御質問に応じまして、またお答えいたします。

○加藤(鑑)委員 大体わかりました。もう一つお伺いしたいことは、本法のような検定制度的上において、強制検定制度をとつておるところがありますか。

○玉置(鑑)政府委員 本案と同じように、取引、証明に使う計量器につきましては、大陸、イギリス等におきましては、その取引、証明用の機器につきましては、強制検定の制度をとつております。アメリカにおきましては、取引、証明のものにつきましては、それが州法に基きまして検定制度を実施しております。

○加藤(鑑)委員 それでは諸外国との対比はまた必要に応じてお伺いしたいと思います。次に、お伺いしたいことは、大体この計量行政事務が、国家事務と地方事務にわかれておりますが、これは昨日他の委員から御質問がありまして、大体わかりました。一方これは将来いつまでもこういうやり方を続けて行かれる方針であるか、あるいは地方事務に全面的に移すというねらいを持つておられるのか、またもしそうであるとしたらしますならば、その理由をお伺いいたします。

○玉置(鑑)政府委員 計量行政の根本は国家事務であるというように私は私ども解釈しております。しかしながらこれは全部国家の手で何から何までやるという考え方はないのであります。たとえば検定取締り等につきましては、地方において実施されることが全般のためにきわめて都合であると考えております。製造許可の面につきましては、通産大臣において許可をするということに法案もなっておりますが、この通産大臣にしました理由は、いわゆる製造上高度の技術を要するもの、あるいはいろ／＼な点から全般的に判断する必要があるのではないかと考えております。製造許可をやります場合には、試作命令をいたしまして、その試作品の耐久力その他を考へる必要があるものであります。こういう面におきまして中央でやることに絶対必要だろと思うのであります。しかしながらその中でも、たとえば竹製の長さ計というものは比較的その判断が容易であります。また地方的におきかへておるものも、たとえば地方官に委任をいたしたいと考えております。修理事業、販売の登録等につきましては、これは地方的に考えてさしつかえないことと、また技術面におきかへても、何らそれと障害を與えるものがあるもので、地方の府県においてやつていただくことにしております。

あとともう一つ取締りの問題が大きき問題であります。これは従来におきかへても、地方の府県、また特定の市町村というところにおいてやつております。それから次に検定の問題でございます。検定の問題につきましては、これは計量器の普及等を考えますと、できるだけ限り検定をする機関の多いことが望ましいのであります。従いまして、従来相當の面を中央で受持つて来たわけでありまして、今回は相當大幅に地方に委任して来ております。将来におきかへても、地方の府県におきかへていろ／＼受入れ態勢ができた場合には、中央で現在実施しているものも逐次地方に移したいと考えております。どういふものに移すかということでありまして、大体におきかへて、検定を要する場合に非常に高度な設備を要するもの、あるいは非常に高度の技術を要するもの等、つまり地方におきかへてそれらの設備をすることが非常に困難である、人的要素も整えにくいというふうなものに限りまして中央でやり、その他のものはできる限り地方にやつていただくという方針をとつております。

○加藤(鑑)委員 中央国家事務と地方事務とのわけ方につきましては、いろいろお尋ねしたい点があります。いろいろこまかいことになりまします。別の機会に譲りまして、次に伺いたいことは、きのうも御質問がありましたが、電気関係の諸単位は電気測定法があるから、本法に統一しなかつたという説明でしたが、これは統一すべきではないか。

○委員長退席、中村委員長代理(廣) きのうの御説明を聞いておりました。統一が不可能ではないが、こういうものがあるから、一応別にしてあるのだ、こういうことですが、しかし電気関係の問題につきましては、やはり相當産業上重要な問題ですから、これは統一した方がよくはないかと思うわけですが、その点もう一応明確に御答弁願いたい。

○玉置(鑑)政府委員 お話の通り計量単位を統一するといふような点から考えますならば、理論的にも一つの法律にすることが望ましいと私も考えております。しかしながらこの計量関係の行政は、国民経済、あるいは社会生活に非常に浸透してある面もあつて、また関係の製造業者の、いろ／＼検定に対するやり方におきかへても、取締り等におきかへても、相當準備がいることと、過去のやり方を相當重要視して考へる必要があると思つております。ところがこの従来の度量衡法と電気関係のものは、非常に扱い方が違つておるのであります。一つは、大きな点は、先ほど諸外国の例で申し上げましたように、業界に対する方針は、電気測定法におきかへては、大体形式承認主義をとつておりました。先ほどの例で申し上げました、イギリスが度量衡にとつておるのと同じような方針を、電気関係のものにとつておるのであります。それから検定それ自体の問題に今度になりますと、従来の度量衡法の対象は中央、つまり通産省と府県がそれぞれ分担してやつておるのであります。ところが、電気測定法の関係におきかへては、地方は一切使つてないのであります。

ます。逆に言いますれば、地方にはそれだけの準備も経費も、実は今ないのであります。また取締りにおきかへても、度量衡関係におきかへては、都道府県、市町村が行うことになっておるのであります。ところが、電気測定法は兩者を何ら使つてないというのが現状なのであります。

以上申し上げましたように、その根本の扱い、また運用におきかへて、非常に隔たりがあつたのであります。これを本法案の中に一緒に包含することは、きわめていろ／＼実施上におきかへても困難が伴うといふことになりましたので、これをこの法案からははずしたということになっております。一方電気測定法におきかへても、近頃新しい情勢に対応して、でき得る限りになりまして計量法案が通過決定することにして、改正その他の手続きも近々進むようになっておるのであります。

○加藤(鑑)委員 次に許可取消しあるいは停止等の処置が、通産大臣によつて行われることになっておりますが、実際はおそらくその実務は、通産大臣がやるのではなくして、どこかの局がやるのであらうと思つていますが、この点が明らかになつておりますが、一体これはどこでやるのか、実務はどこが扱うのか。機械局長が今説明しておられるから、機械局が扱いになるのか。あるいは工業技術庁がこれを取り扱うのか。私は大体こういう法律をつくることに技術に関する法律をつくる場合には、その実務を扱う所管局を明示しておくべきではないかと思つたので、たとえば工業関係法規の場合のように、明示しておくべきではないかと

起らないように、こういう規定を設
て、こういう問題についての報告
を、以上は、やはりそれについての責
任を明らかにするということが必要で
ないか、その点はひとつ御考慮を願
うと思います。

それから今申し上げました破損の場合ですが、いろいろ故意の破損とかあるいは故意でなく破損した場合もあるでありましょう。しかしその場合の責任は、国家賠償法の規定に基いて賠償するということになっておりますが、しかし私はこれはいろいろ業者の意見を聞いてみても、こういう場合に賠償を請求するということは、実際はあり得ないので、私は当然これは賠償する、そうした事実が発生した場合に、当然これは賠償する、また一歩進んでそれを隠蔽した者も罰するといふくらい規定をしておかなければ、やはり実際に効力がないではないかと思ふのですが、その点はどういふふうにお考えになりますか。

○玉置政府委員 お話の通り、非常に議論の美徳を発揮した業界の方もおられるかと思ひますが、これからはそういうことのないようにどうし／＼やつていただく必要があるかと思ひます。もちろんそういう事態が起らないように、われ／＼とすれば当然行政官として注意をすべきでありますし、またそれを怠つたという場合には、これは官吏としての職務に反するわけでございまして、当然一般の行政的な処分ということが考えられるわけでございします。賠償法におきましても、国家が補償して、それがさらに当該の者に、求償し得るというような規定にもなつておるのでございしますから、そういう金銭的な問題等の損害の場合には、これを発動することにいたしますれば相当な制裁規定が設けられておるといふことも考えられると思ふのでございします。いずれにいたしましても、この条文を、従来はなかつたのであり

ますが、いろいろ御指摘のように弊害も考えられましたので法案に挿入いたしました。今御指摘のような点につきましては、十分遺憾のないように善処して行こうと考えておるのであります。

○加藤(鑑)委員 私はこの問題は、実際は重大な問題だと思ふ。いろいろ検定の上にも手心が加えられるというやうなこともありますし、またそうした検定官の態度の問題等にもいろいろと関係して来る問題でございまして、私はこれはひとつ大臣からもお聞きしたいと思ひますが、おられませんか、あとで御答弁願うということにいたしまして、次にお伺いしたいことは、検定の統一、あるいは取締りの統一という問題です。実際一々計量器を検定するのでありますから、検定官の心意というものが、実際にはあるものでありまして、また府県によつて、それが違つていふやうなことも、この法律によつては起り得る、それは当然統一すべきものでないかというふうに思ひますが、その点はどういふふうにお考えになりますか。

○玉置政府委員 お話の通り、検定は構造、公差というものを決定いたしましたして、これを実施するのでありますから、その関係者の考え方によつて、あるいは右になつたり、左になつたりするということとは、絶対に避けねばならぬことではあります。事実問題として、いろいろ／＼そういう非難の聲も業界からとなえられ、われ／＼にもそれを匡正すべく、実はいろいろ／＼お話を承つておるのであります。今回この法案におきましては、その現われの一つといたしまして、かりに合格であるべ

きものが不合格になつたというやうなこともございします。あるいは合格になつたためにかえつて不利な事態を招く場合もあるかと思ふのであります。したが、いずれにいたしましてもそれが違つた判定をされた場合には、本法案におきましては再検査の制度を設けました。また一般の行政処分に対しましては異議の申立てができるということにいたしました。具体的なケースにのつとりまして、通産大臣がそれをさらに再決定をするという方法を講じたのであります。しかしそのためにまた特別の調査官を置きまして、今のお話のやうな調査官を置きまして、今の話のやうな調査官があらかじめ調査をいたしました、先ほど申し上げましたやうな再検査あるいは異議の申立てに対しまして、そういう事務を直接担当せしめるとも、それらの調査官は、そういう事態が起らないように、十分平素から意を配るということが必要かと存ずるのであります。

それからこれは従来からもやつておつたのであります。今回の法案におきましては、これらの地方の關係する職員、教育のこと、教習所のようなものを設置いたしました。それらの取締り、あるいは検定に従事する者は一定の資格を得た者でなければこれに従事することができないというふうにしなして、お話のやうな事態が起らないやうに、実はあらゆる面からよくよくお話を承つておるのであります。今回この法案に織り込んだ次第でござい

ます。

○加藤(鑑)委員 調査官制度というものが設けられておりますが、これが

実際どの程度まで活用されるか。たとえば「再検査及び異議の申立に關する事務に従事する」とありますが、この調査官の活用程度ということが相当重大な問題になつて参ると思ふのであります。その点はいろいろ／＼後ほど私どもの意見を申し上げることといたしたいと思います。

次に計量士という制度を設けられた理由と、計量士の権限と義務というやうな点について、お伺いしたいと思ひます。

○玉置政府委員 度量衡關係の行政、あるいは度量衡の事業界における重要性というものが非常に拡大いたしました。またそれらの關係がきつて複雑になつて参りましたので、何から何まで行政官でやるということがきつて困難なことになつたと思ふのであります。つきましては、もし専門的な方が事業場あるいは店舗等におられますならば、それらの事務が省略できて、自分の責任において実施し得るということに相なるわけであります。そこで本法案におきましては、計量士というものを設けたやうな次第であります。これは実は従前から施行手続というやうなものに基きまして、度量衡取締りを行つて来たものであります。その成績もきつて良好でありましたので、今般法案に規定することに相なつたのであります。計量士を置きなしたところは、特定の事業場の指定をするところになつております。これらの指定工場が、計量士がおります場合には、普通の場合であります。いわゆる定期検査というものを受けるなければならぬのであります。計量士の責任

におきまして実施した場合には、定期の検査を省略するということも、先ほど申し上げたやうな精神から、事務の簡略化をはかつたわけであります。また検定を遂なくして修理がき得るという点も、それ／＼計量士を置いた法上の特典に考えたわけであります。こういう計量士がきつて重要であるといふことを認識して計量士を置いたところにつきましては、先ほど申し上げましたやうな責任を課しまして、いわゆる官民相一致して計量行政の運営を實際の実施をはかつて行くという制度を講じた次第であります。

○加藤(鑑)委員 ただいまのお話でも、計量士の任務というものが非常に重要であるわけですが、そこでもしこの計量士が自分の職務を怠つた場合にはいかなる罰則を受けることになるか。そういう点についてどういふふうにお考えになりますか。

○玉置政府委員 そういう場合には登録を抹消いたしました。事実上先ほど申し上げましたやうな計量士としての職務ができないやうにいたすことになつております。百六十六条でござい

ますが、計量士が左の各号に該当するといふことで、いろいろ／＼違反あるいは不正の手段をとつたやうな場合には、登録の取消し、計量士の名称を使用することができないといふことで、相應の制裁を加えることになつております。

○加藤(鑑)委員 次に二百二十二条ですが、手数料は全部国庫の収入になりますか。もしそうだとすれば、地方自治団体の計量事務に要する経費は、平衡交付金より支出するようになると思ふお話ですが、それだけで地方の計量

事務が完壁を期し得られるかどうか。
○五重政府委員 御承知の通り、手数料は国家の収入になつております。従いまして現在は平衡交付金から所要の度量衡行政に要する金は出ておるわけでありまして、本年度は大体六千万円近くをこれに出すことにしております。実は昨年度よりも約五割増になつておるわけでありまして、しかしながら、お話の通りこの点は非常に問題が多いのでありまして、製造業者とか、各府県の実情が非常に違ふのであります。あるいは手数料収入でまかない得る大きな府県もございまして、実際取締りの面からやつているところと手数料とは、きわめてアンバランスなのであります。地方府県におきまして、手数料収入を地方府県の収入にすることがいかに、あるいは国家収入にして平衡交付金制度でやるのがよいのか。これは府県によつて非常に実情が違ひまして、いろいろ意見がわかれておるわけでありまして、この点につきましては非常な根本問題になりますので、この平衡交付金の問題、収入の問題等は、私も今後十分研究をして行きます。円満に一致するところをとりたいて考えておりますが、この法案におきましては、従来通りの制度を採用して参つておるわけでありまして、

ヤードポンド、特に尺貫法というものがだん／＼と消えてなくなつて行きます。ある実情において、ことさらに禁止する必要はないのではないかと。これを使用すると弊害があるのかどうか。この点をひとつ承りたい。
○五重政府委員 この問題は実は大きな問題であります。メートル法と尺貫法とのい／＼な優劣等につきましては、従来から非常に研究されておる。御承知のように大正十年にメートル法を基本とするということに決定に相なつたわけでありまして、尺貫法の点を申し上げますと、これは一つの尺貫法の不利な点といひます。非常に採用の困難な点といひまして、いろいろ理由はあろうと思ひますが、一つは原器がないということが大きな理由であります。それから尺貫法はいろいろな面におきましてきわめて複雑でありまして、十進法のようなものにはなつていない。それからまた尺貫法の中でも、日本のような小さな島国の中でも、国内によつていろいろはかり方が違ふ。また學術の進歩という点から考へましても、尺貫法というものはきわめて不便であるというふうないろいろな点が従来となえられ、研究されて、さつき申し上げましたようなメートル法一本にするということになりました。これは日本が國際的にならばなるほど、その主張もさらに高まるものと思ふのであります。三十三年以後の問題につきましては、この法案に書きましましたように、従来の方針に基きまして、日本全体の大きな力というものは、その方向にあらゆる努力が傾倒されて行くことと私は信じておるのであります。しかしながらお話のように、ヤード

ポンド法、尺貫法につきましては、使われておる面も事実ございまして、最も典型的なものは、同じ取引、証明の中でも一番はつきりしておるの貿易関係であります。これらのものにつきましては、当然ヤード、ポンドを使つてもさしつかえないということ、最初から除外しております。その他學術上の問題につきましては、これは政令等によつて除外ができることに相なつておけるわけでありまして、これらのものは除外し得ると考えております。その他の取引、証明以外のものにつきましては、これはもちろん尺貫法を用いていただいても構つたのであります。まして、もちろん家庭で用いられることは自由であらうと思ひます。また尺貫法そのものの研究その他におきましても、これは何ら拘束するものではないと思ひます。一つの商取引あるいは証明といふものにつきましては、一定の線を引きまして、その目標に向つてやるといふことが大事業の転換のとき、一つの方策であらうというように私も現在も考へておるわけで、その面におきまして、猶予期間の間に十分理解と協力を得まして、そちらの方向に進みたいと思ひます。それから、現在の度量衡法によりまして、検定対象以外に検定を実施しないといふことになつておつたのであります。先ほど申し上げましたように、尺貫、ヤードポンド法の残る部分があるわけでありまして、この面につきましては、もちろん検定も三十三年以後は実施をするということになります。また土地、建物の問題が何十年來研究されて來た問題であると思ひますが、その当時におきましても、土地、建物につきましては例外措置が講ぜられておりましたので、今回におきましても、三十三年以降のい／＼準備が完成する日まで用ひ得るということに、従来の法律をさらに明らかにいたしまして定めた次第であります。

○加藤（憲）委員 大體私的質問はこれで終ります。なお法文の中で見落しておる点もあると思ひます。こまかい点でお尋ねしたい点もありませんが、これはなお公聴会以後の別の機会に譲りたいと思ひます。
先ほど一つ保留しておきました計量調査官の制度の問題ですが、大臣に伺ひしようと思ひましたが、幸いに大臣以上の識見を持つておられる政務次官がおられますので、首藤政務次官から伺ひたいのですが、計量調査官の制度の運用、すなわちその人の心がけないし態度といふものによつて、この計量法の精神といふものはまづたく死文に帰するし、また非常に弊害のあるものになり、いたすらに業者を苦しめた。また國民生活あるいは産業上にもいろいろ悪影響を及ぼすというふうなこともなる重大な問題が含まれておると思ふ。これはただうまく運営するとか、その人の心がけをよくするといふことでは、なか／＼うまく行くものではないと思ひます。すなわち検査される者に臨む強い立場にある者が往々にして陥る弊害といふものは、單にその人の心がけ等によつてうまく行くものではないと思ふのですが、その点何かいいお考えをお持ちになつておられるか。首藤政務次官の明敏なる御判断によつて御考慮願ひたい。この点御答弁願ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 非常にこもつともな御質問であります。また非常にむずかしい問題でありまして、この計量調査官その人の個性によつてお説のようない面も出て來はせぬかという不安もあるものであります。しかしながら、これはひとりこの計量に関する問題でないのであります。その他の問題につきましても、こういうことは當然つきものになつておると存じます。従つてその採用いたします場合、あるいはまた採用後におきまして、その人格という点に特に重点を置いて終始監督を嚴重にする。そしてできる限り公正な検定をさせるという、まづた常識的なお答えにすぎないのであります。が、特にこれに關して異なつた対策を講ずるというやうなない案は、遺憾ながら現在では持合せないののであります。できる限りこの公正な検定をさせるという面に重点を置きまして、それらに対する平素の取締りを嚴重にして参りたいと思ひておる。○中村委員長代理 次は風早八十二君。

○風早委員 この計量法案の提案理由の中にも、これは經濟の發展と文化の向上に資するといふやうなうたつてあります。私も、これはあくまで日本の技術水準ないしは産業の水準といふものの向上に役立たせ、またその意味におきまして業者の利益になるというものでなければならぬといふ立場から、二、三の質問を試みてみたいと思ひます。

まず第一に、これは強制的な検定の制度になつておるやうであります。そのことの可否は別といたしまして、この検定の能力といひます。その水準でありまして、これについては、先

になるものもあるということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○風早委員 今までのマル公その他で見ましても、最高価格というものは、大体その価格でやる。これは業者が商売をするときには、必ずそういうことになるのであるが、政府の場合には、その点もつと具体的にやられるということであらば、その点は例外であるかもしれないが、やはり今度の計量法が出るによつて、今でも実は、検定料というものは税金だ、これはもうしょうがないのだというので、一応このレツテルを張つてもらうためにやるのであつて、實際その品物がほんとうに通用する品物であるかどうかということとは別で、とにかくこれにレツテルを張つてもらつて検定が済まなければ売れないという意味で、税金のつもりで拂つておるというふうな觀念もある。また實際免許制の場合におきましては明らかにそうであつたと思ふ。明らかに封建的な制度であつた。そういう意味で今度新しく許可制にされるのももちろん現在でも実情は許可制的なものになつておると思ひますが、それをただ法文に直されたまでといへばそれまでであります。實際は免許制の觀念というものは、やはり許可でありまして、自由営業ではないのであります。同様に検定の問題につきましても、強制検定という制度が依然としてしかれるということは、検定料を抜きにして考えられないことです。そういう意味で、検定料の問題について、国家がほんとうに日本の産業の発展あるいは文化の向上に資するものであるならば、これはある程度の——今お伺ひいたしますと一億何千万でどうかや

つて行けるということであるが、そういう予算をこれに投じて、全然検定料なしでもやつてしまふべきものである。もし国家がほんとうに検定の必要があるというならば、検定料なしでやつてもしかるべきものではなからうかと思ふ。アメリカなどでは、国家がみづから乗り出してやつてゐるというの

は標準器の検定ぐらいのもので、免許制もなければ、強制検定も制度としてはないと聞いておりますが、それをダイヤルゲージから、ストップウォッチから、あるいは写真機、タイマー、何でもかんでも一切合財検定の対象にされて検定しなければならぬ、実に莫大な手数をおとさうか、一々また検定料をとらうという事になりまして、みづからいろいろな仕事をこしらえて金をかける。結局国家も金をかけるし、相手も手数料をとられるという二重の負担をしておるのではないかと。つまり国家の負担というものは、お互い税金の負担になるわけでありまして、そういつたむだなことをしてゐるのではないかと。そういう感じが持たざるを得ないわけでありまして、そういうふうな、何でもかんでも一切合財検定の対象にしなければならぬのは、どういふお考えからそうされたのか。目ぼしいもの、一目で適當であるというものがおのずから選別されないものであるかどうか。そういう点は立案當局としてはどういふふうな考えられるか。

○玉置政府委員 製造あるいは関係業者の關係の方で、検定は非常に必要なものであるというお話のように聞いたのでありますが、度量衡器というものは、御承知のように、関係業者だけが使うものではなくて、取引、証明と

いう、広く全体で使うものであります。これがもし精度が狂つておるといふようなものがあつたらば、非常に重大なる影響を興えることは御承知の通りであります。従ひまして、單に製造業者が、今の御指摘のように、めんどろであるとか、不便であるとかいふ感覚だけからは判断できない問題だらうと思ふのであります。広く大衆の内部に食ひ入るものであります。經濟、文化の向上に止まらぬ重要な役割を演じておるものであります。しかしながら、その精度が確保されて、實際にレベルアップされて、検定に合格すべき内容のものが続々とできるという場合には、強制検定というものが再考慮される時期であらうと思ふのであります。現状におきましては、いろいろのことも願ひましたように、手作業的なものも相當あるのであります。規格統一がきつて不十分だといふ意味合ひで、あらゆる面から判断をいたしまして、検定をやらざるを得ないと思ふのであります。しかしながら本法案にも掲げましたように、取引、証明に關係しないというふうなもの、あるいは検定する必要がきつてゐない、特定のものに限られるというものは、最初から検定を受ける義務をはずしておる次第であります。將來この検定制が任意希望によつて検定するといふような時期が来ることを私は大に期待し、またそれを希望するものであります。

○風早委員 今の仰せのような検定の意味であれば、これはまったく国家が自分の負担で無理やりやらなければならぬのです。それがほんとうの意味の強制検定だらうと思ふ。われわれが種痘をするのは自分自身の問題でなく、やはり日本の社會衛生上、日本の保健上必要である。これはどうしても強制種痘という問題が起つて来ます。そういう場合には、その費用も当然國家が負担しなければならぬし、また負担しておる。そういうふうな、やはりあなたの言われるような意味で検定ということがあつたならば、検定料というものが問題になると思ふ。

〔中村委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点は大体それでわかりました。が、なお私どもの十分に首肯できない点がある。事實政府内部でも、この法案の免許ないし許可という制度をとることに對しては、非常に有力な、相當強い反対もあると聞いておるわけですが、その反対理由の特に大きな一つとして、これは結局役所というものの仕事をこれで行くための制度ではないか、こういふふうなことを政府の内部でも言つておる人があつたわけだ。そういう点で、この点は立案當局も十分に冷静に考慮したいと思ひます。

今一般業界の水準が、ことに技術水準が非常に低いといふふうなお話でしたが、やはりこれもこの間の佐藤社長ばかりを引合ひにしても、あとでぐあい悪いかもしれません。ところがそれは、なで聞いたんです。ところがそれは、實際自由競争で、お互いに悪い品物は淘汰されて行くんだから、そういうものは實際問題ですぐ解決するんだ、りつばな品物をつくつてゐるものは、そういう心配は少しも持たないといふような意見であつたと記憶しておるのです。そういう意味で、まずこの立案の

根本の精神について、いささか疑問を持つ次第です。

次に、この法案を出すことによりまして、今まで與えられておつた資格が制限されるといふふうなことになるのは、業者に対して非常に大きな打撃だらうと思ふのであります。一例をあげますと、度量衡法の施行令、これは現行法であります。その施行令の第六條第二項に「度量衡器ノ販売ノ免許ヲ受ケタル者ハ取替、皿紐、鉤紐及鍍金ニ付秤秤ノ修補ノ業ヲ営ムコトヲ得」という規定があるわけですが、ところが今度の施行法を見ましても、確かにそれに該當するものだと思はれるものがあるわけですが、施行法の第六十四條を見ますと、ここに五年以内といふような制限がつけられてゐるようです。これはなぜかういふ制限をつけるのか、今までの既得権といつても、このくらのことはあたりまえのことだと思ひますが、ここに簡易な修補の業を営ませるといふ權利といひますか、そういうものはやはり今まで通り無期限に認めてしまふべきではないかと思ふ。そういう点はどうかといふことになつておりますか、どういふお考えであるか、一応明らかにしたいと思ひます。

○玉置政府委員 これは先ほどのお話のように、從來いふ／＼やつておりました仕事と関連して五年間と限つたわけではあります。從來も販売業者といふものは、從來の度量衡法で行けば十五年といふことに規定されておるわけでありまして、それから今回におきましては、販売の登録といふものは五年といふことにきめたわけでありまして、そういういふ／＼な点から、先ほどお話の

の業者については五年間ということに、販売業者それ自体の登録——今度のは登録ということになって従来とは少し違ふのでありますが、十五年が五年になつたという点、それから先ほど御指摘のような点もございまして、従来のものに対しては五年間ということをやそのまゝ続行いたしてこういふふうにしてゐる。製造業者その他におきましては、先ほど御心配になりましたような点につきましては、経過措置を講じた次第であります。

○風早委員 そうしますと、一般の販売業者に対する登録の有効期限が五年になつてゐる、だからその限りでの制限であつて、従つてその場合に販売業者が五年を経過して、おそらく一般の場合には、そのまゝ新しく登録を許されるということになるわけですね。その場合には、やはりそれは續いて行く、こういうふうには理解していいわけですか。その辺が、どうも条文の立て方が、元きめられておつたそういうふうな資格が消えてしまつておつて、あとの方にこういう形で出ておつたのですから、これは非常にわかりにくいのですが、それで一応内容はわかりました。そこで、先ほどお答えはないのでありますが、ダイヤルゲージであるとか、その他いろいろ、とうてい煩にたえない、またそういうものはまつたく必要のないようなもので検査対象になつておるのでありますが、それにもかかわらず機械製品と最も密接不可分の関係にある電気であるとか、エックス線であるとかあるいはガンマ線であるとか、こういうものは計量単位がここでは全然触れられておらない、除外されておる。こういうことは大計量法

案としてどういうわけであるか。昨日私は出られなかつたので、あるいは他の方の質問があつたかと思ひますが、しかしこの点は非常に大きな欠陥ではなからうかと考えるので、お考えを承りたいと思ひます。

○玉置政府委員 先ほど申し上げたのでありますが、電気関係のものがこの法案に含まれてないという点はどういふ理由か、こういうお話だろつと思ふのであります。理論的に考えますれば、一つの計量法という中に電気もあらゆる面が入つておるといふことがきつて望ましい形態であらうと思ふのであります。従来は電気測定法というもので、別個の法体系をなしておつたわけでありまして、しかもその内容の扱い方が、一般の度量衡関係と非常に違つたのであります。一つの点を申し上げますれば、本法案におきましては、許可主義をとつておるのに対して、電気測定法では形式承認主義をとつておる。それから検定におきましては、従来の度量衡では中央と地方と両方において実施しておつたのでありますが、その点は電気測定法の関係においては、地方は関係していないのであります。また取締りにおきかしても、従来地方庁は電気に関しましてはやつてないといふことで、業界に対する扱い方、それから検定その他の行方におきかしても、非常に違つた系統で来ております。果、別個で行くことが準備に對しても一番便利であるといふことから別にしたような次第であります。

○風早委員 それはお役所からいへば、ことに機械局として機械だけを一本にまとめるということは便利かもしれませんが、實際業者からいへば、ガスメーターも電気メーターも別にそういうふうなかわりはない。ところが一方は他の法律で、しかも制度も違つた制度で縛られる、一方はまた一方でやるといふことになる、非常に不便だと思ふ。これはやはりあなたの方と電気庁との関係、その他そういうたうな官庁間の関係、違つた二つの法案、そういうふうなものは、ただそれ／＼自分のなわ張りを守るといふようなところから来ておる大きな弊害の一つではないか。こういうところに官庁のセクト主義といひますか、なわ張りが出てゐるのじやないかとわれ／＼は非常に遺憾に思ひます。いやしくもこれだけの大きな計量法を出される場合においては、やはり電気の計量法も一本にして、堂々と大きなものを出されるのが、業者にとつても非常に便利であり、法の体系としてもすつきりするのじやないかと考えます。また實際政府の部内でもそういう意見はあるのじやないですか。そういう点は十分に検討されたのでしようか。やつぱりなわ張りが一番痼疾になつてはしないか、私はその点を非常に遺憾に考える次第です。全体として、この計量法案に對して、先ほど申しましたように、ほんとうにこれが日本の技術水準、産業水準の向上に役立つ、またその意味において業者の利益になるという、この大きな二つの点を考慮して、その見地からこの計量法案というものをみますと、今日の實際に對して、たゞいろいろめんどろな煩瑣な状態を新しく生み出すという弊害は非常に表面に見えますが、これを今やらないからといつて、特別に業界で非常な不便を感じる

というふうなことはわれ／＼考えられないのです。むしろマイナスではなからうかという感を持つのであります。が、私はあらためて總括として通産次官にお尋ねしたいと思ひます。

自由党は、他の面では自由経済あるいは自由主義といふことを非常に強調され、またいろいろ統制機構の廃止を断行されつゝあるわけでありまして、この自由主義、つまり自由な計量制度を断行されるというふうな考へえは一体あるのかないのか。そういう見通しを持つておられるかどうか。この法案に關して、根本的にその見地からどういふ考へえであるか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○首藤政府委員 自由党が自由経済を推進しておりますことは御説の通りであります。むしろそれを基礎としたといふ気持は持つておりますけれども、これも程度問題でありまして、この計量法も、利害得失をよく検討いたしました結果、この程度にいたすことが国家のために利益であると、かような考へえ方からこういう方法をとつたのであります。

なお電気関係を計量法に入れることがいいのではないかと御意見であります。これはわれ／＼もそういう気持を持つております。しかしながら現在のところでは、業界の實際も異なつておりますし、この場合今ただちに計量法に入れるといふことは、いろいろな面で困難な点があります。先ほど局長から申し上げましたごとく、この測定法もできる限り早い機会

に、修正する必要があるところは修正いたしまして、この計量法との矛盾齟齬のないような態勢をとつて行きたい。そしてこの法の精神をできる限り完全に実施したいと、かように考へておるのであります。

○風早委員 どうもいつもと違つて、大分お答えが要領を得ないのですが、ね。ただ、今までの機械局長の答弁に合はされたという感を深くせざるを得ないので。私も法体系だけを言つてゐるのではないのですけれども、やつぱりもう少し實際の上——業者の實際が異なつておるからと言われまゝ、たとえば同じメーターで、ガス計量器も電気計量器も両方つくる場合に、自分の方の品物が二つの法体系に縛られて、別々に登録をやり、手続をやらなければならぬ。まことに不便きわまるわけですね。そういうふうな實際上の問題から考へてみても、これはおかしい話だと思ふのです。何も急いで今出される必要はないのであつて、これをひとつ十分に検討して、りつぱなものを出していただきたいと希望したい。われわれもその計量法を整備して、技術水準、産業水準を向上して行くといふことは、もうまつたく同感なんでありまして、そういう点は、ひとつもう少しりつぱなものにしてもらいたいといふことを申し上げておきます。

なおやはり首藤さんに尋ねます。これは輸出業者の場合ですが、最近巻尺の注文がブラジルからあつたわけですから、どういふふうな例があるのです。送つてくれという注文です。しかし日本の規格では口革をつけるというところになつてゐる。これはいろいろ注

文があるわけですから、業者としてはその注文に応じて、どうにでもそれに都合のいいようにしてやりさえすればいいのですが、日本では規格がきまつておつて、口革をつけないとA級品がB級になる、こういうことであります。でありますから、向うもB級としてこれを取扱わされて、非常な不利を招いたというような実例があるということを開いておるのであります。そういうふうな、あまり検定——何とかかんとかというのを、やかましくたたくしやくし定規にやると、それこそまづ検定倒れで、かえつて業者は非常な迷惑をするということになるのであります。まあよく御相談くださいまして、御返事願いたいと思います。

○首藤政府委員 たいだいまの御質問の事項ですが、そういう事項があつたかどうか、まだ耳にしておりません。事実そういうことがありますならば、今後は適当な方法を講じて、さような不測の損害のないような対策をとつて行きたい、かように考えております。

○風早委員 それは一例であつて、そういうふうな、まことにこつけない非常な不便がたくさんあるのです。ひとつよくお調べを願いたいと思うのです。

機械工業の中でも特に比較的精密に近

い工業だと思われませんが、こういったような人たちに非常な不便を與えておると考えておるわけですから、これからこういう法案を出し、またその趣旨をするところは、それらのメーカーの向う上、日本の技術の水準の向上——せつかく技術水準を向上させて、その市場が十分でないということであれば、検定であるとか、ただ役所として検定をする仕事というだけを考えれば、これはたくさん検定の対象を上げて行つて検定すればよろしい。それで問題は終ることになるかもしれないが、いやしくも通産省として、通産行政としては、やはり同時にこの輸出の振興の問題をあわせて考えて行かれる必要があるのではないかと思います。それでそういう点が一つと、それからなおその場合におきまして、もう一つ非常な低賃金という問題がある。この間、実はやはり皆さん方の御案内で出かけました仁丹検温器、あそこでは、これは日本でも——日本というよりも世界的に一級品だそうですが、りつばな体温計、これを一本二三十セントで出しているわけですね。おそらくこれはもちろん国内価格と大体見合つていられるだろうと思ひます。しかしこれがアメリカでは一ドル半で売られてゐる。あまりにもうけ過ぎておると思ふのです。もつとこれを高くしてもやつて行けるのじやないかと思ふのです。ところが二三十セントでもやはり相当もうかるというのですね。なぜかと思つて私もさつそくあそこでもつて聞いてみたのですが、とにかくひどい低賃金で、中学生であると思はれるような——年齢を一々聞きはしませんでしたが、非常に

年少者です。中学生の帽子をかぶつた

小さい子供が、ほとんど女の子であります。どう見てもまだ十五、六歳にしか見えないような子供で、ずらりと並んでやつてゐるのです。これは非常なガスをもやして、そこでやつてゐる。全部こまかい、手の作業であつて、非常に目を痛める作業ですが、もちろんめがねもかけておらなければ、あの厚いガラスを持つておつても手袋もはめておらぬ。そういうふうでありまして、賃金は幾らかというところ、それらの子供については大体税込みの三千五百円だということです。そういう安い賃金であつたというふうな——あのときも時間外であつたと思ひますが、働かしておるのです。それで二十三セントであつたのであつて、これはもう少しその方面を、大体賃金が全体の生産費の三分の一だそうなんです。ですから、かりにこれを倍にしても、二十三セントが三十三セントになるだけの話であつて、それでもりつばに外に出すことができて、それよりもなんでも。そういう点もひとつ考へて、ただ検定の面からだけ技術の向上があるのではなくて、やはりそういう全体の労働条件、職場の条件、どうしてこのコストが出て来たかというその根拠もよくつかまれました。ほんとうの意味で立派な技術をみががせるようにやつていただきたい。そういう点は、全体をつよくお考え願ひたいと思ふのです。それらの点をあわせて希望して私の質問はこれで終ります。が、どうもこれは体系上からいつても、あまりに不備だし、また根本の精神がまだどうも封建的なにおいが残つておる、こういうような点で非常

に疑問を持つということを最後につけ

加えて質問を終りたいと思ひます。

○首藤政府委員 輸出の振興の問題であります。これは政府といたしましては、できる限り輸出振興の積極指導策を講じておるのであります。しかしながら御指摘の中共の方は、現在いろいろの事情からほとんど中絶の状態になつております。しかし幸いなことに、自由貿易の自由経済の推進から、過去久しい間、統制経済の間には必要としなかつたところの計量器が、自由経済に移行した関係上、非常に膨大な数量の消費が起つて参つたのであります。従つて各計量器のメーカーは、現在のところ、他の産業に比較して、むしろ盛況を呈してゐると思ひます。むしろ盛況を呈してゐると思ひます。また中国の方は、輸出は中絶いたしておりますが、アメリカあるいは南米その他、従来あまり出ていなかった新しい方面に相当輸出が出ております。従つて国内の需要増進と相まつて、メーカーは非常な活況を呈しておると思ひます。

ただ、その次の低賃金の問題、同時にまた年少工を使用しておるという御指摘であります。これらも労働基準法におよそ許された範囲内においてやつておるのではないかと。もしかりとするならば、通産省がこれに対してとかく干渉するということは、實際上困難でありまして、もしそういう面に違反行為がありたいしますならば、労働省の方でしかるべく取締りを強化いたしまして、御趣旨に沿うような措置を講ずるであらう、かように考えております。

を申し上げます。先ほど高圧ガス取締

法案につきまして、関係方面から参考人をお招きして御意見を聞くこと及び工場の見学ということをきめました。それを二十二日といたしましたが、いろいろ都合から二十三日に変更いたしましたから、これを訂正いたしておきます。

本日はこの程度にて散会いたします。明日は午後一時から開会をいたします。

午後三時三十七分散会

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁